

有害情報の取扱いについて(改訂版)

有害情報の取扱いについて①

1. 有害情報の分類

有害情報については、大きく分けて、人の尊厳を害する画像(死体画像)、自殺を誘引する書き込みなど「公序良俗に反する情報」と、アダルトサイトや暴力的な画像など「青少年に有害な情報」に、分類される。

2. 有害情報に対する現在の取組状況について

2-1 公序良俗に反する情報

どのような情報が、違法ではないが公序良俗に反する情報に該当するかについての判断は困難な場合が多いことから、現在、(社)テレコムサービス協会において策定されている「インターネット接続サービスに係る事業者の対応に関するガイドライン」(※1)や、「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」(※2)において、公序良俗に反する情報を例示列挙の上、民間による自主的な対応をしている状況である。

2-2 青少年にのみ有害な情報

青少年など特定の者にとってのみ有害な情報への対応については、いかなる情報が有害といえるかは受信者ごとに異なることから、受信者側で情報の取捨選択を行うフィルタリングの自発的な導入が有効かつ適切な対応と考えられる。

有害情報の取扱いについて②

3. 送信防止措置の実施の有無によるプロバイダ等による責任

民事責任

有害情報そのものは他人の権利等を侵害する情報ではないことから、送信防止措置を講じなかったとしても、原則として損害賠償責任は生じないものと思われる。

また、有害情報の送信防止措置に関しては、通常、約款等契約内容になっており、当該契約に基づいて合理的に対処されている限りにおいては、損害賠償責任を負わない。

刑事責任

有害情報そのものは違法ではないことから、送信防止措置を講じなかったとしても、原則として刑事責任は生じないものと思われる。

また、送信防止措置を講じた場合も、違法でない情報につき送信を防止したものであり、証拠隠滅罪などの構成要件該当性は、通常考えにくい。

4. 考え方(案)

有害情報に関する送信防止措置については、現在、事業者による自主的な取組による対応及びフィルタリングによる対応がなされている。また、送信防止措置の実施による法的責任は、通常生じないと思われる。さらに、有害情報については、その判断が画一的でなく、情報の受け手にとっても、その受け止め方は千差万別である。

そうすると、プロバイダ責任制限法に、法的責任が生ずる可能性が低く、かつ、事業者による自主的な取組がなされている有害情報を取り込むことは適当ではなく、有害情報の該当性の判断が極めて困難であることからすると、柔軟に対応すべく、事業者による自主的な取組による対応及びフィルタリングによる対応がより適切であると考えられる。

有害情報の取扱いについて③

(※1)「インターネット接続サービスに係る事業者の対応に関するガイドライン」

電気通信事業者が、インターネット接続サービス等の電気通信サービスを提供するにあたり、発生する諸問題に適切な対応をとることにより、利用者等の保護を図り、もってインターネット接続サービス等の健全な発展に資することを目的として策定。

(違法または有害な情報に対する措置)

第9条 事業者は、不特定又は多数の者(以下「公衆」という。)によって受信されることを目的とする電気通信(放送を除く。)に関して、違法または有害な情報が発信されたことを知った場合、当該情報を発信した利用者に対し、以下の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 違法または有害な情報の発信をやめるように要求すること。

(2) 前号の要求を繰り返して行っても、発信者が要求された措置を講じないときは、事業者が違法または有害な情報を公衆が受信できない状態にすること。ただし、明らかに違法または有害で、緊急性があると判断できる相当の事由がある場合、第1号の要求を行うことなく、事業者が違法または有害な情報を公衆が受信できない状態にすること。(3) 発信者が違法または有害な情報の発信を繰り返す場合、発信者の利用を停止し、または発信者との利用契約を解除すること。

(以下略)

(※2)「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」

(禁止事項)

第1条 契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行なわないものとします。

(略)

(3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
(略)

(15) 違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含む)する行為

(16) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為

(17) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為

(18) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
(略)

(20) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

有害情報の取扱いについて④

(続き)

(情報等の削除等)

第3条 当社は、契約者による本サービスの利用が第1条(禁止事項)の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不相当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

(1) 第1条(禁止事項)の各号に該当する行為をやめるように要求します。

(2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行なうよう要求します。

(3) 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。

(4) 事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。

(以下略)

(利用の停止)

第4条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を停止することがあります。

(略)

(3) 本サービスの利用が第1条(禁止事項)の各号のいずれかに該当し、前条(情報の削除等)第1号ないし第3号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合。

(以下略)

(当社からの解約)

第5条 当社は、第4条(利用の停止)の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合は、その利用契約を解約できるものとします。

(以下略)